2026年11月27日

各　　位

会 社 名　　株式会社ＡＶＡＮＴＩＡ
代表者名　　代表取締役社長　　沢田　康成
（コード番号8904　東証スタンダード・名証プレミア）
問合せ先　　取締役 管理本部長　　樋口　昭二
（電話番号　052－307－5090）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 処分期日	2026年12月17日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 89,900株
(3) 処分価額	１株につき 814円
(4) 処分価額の総額	73,178,600円
(5) 割当予定先	取締役４名（※）　80,100株 執行役員６名　　9,800株 ※　社外取締役を除きます。

２．処分の目的及び理由

本自己株式処分は、当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して当社の普通株式を交付するために行われるものです。

当社は、2019年10月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度１」といいます。）を導入することを決議し、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会において、制度１に基づく報酬等を当社の取締役に支給するために必要な事項につき、ご承認をいただいておりました。

また、当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、制度１の上限株式数及び上限金額を見直すとともに、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度２」といいます。）を導入することを決議し、2023年11月29日開催の第34回定時株主総会において、①制度１及び制度２に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額500,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、②制度１及び制度２により発行又は処分

される当社の普通株式の総数は年 300 千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）とすること、③制度１及び制度２においては、当社の取締役は、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとすること等につき、ご承認をいただいております。

制度１及び制度２の概要は以下のとおりです。

Ⅰ．制度１の概要

制度１は、取締役としての役務提供開始時に譲渡制限を付した当社の普通株式を交付し、取締役会で定める役務提供期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時に譲渡制限を解除するものです。

役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とし、また、譲渡制限が付されている期間中に一定の事由が生じた場合には当社の普通株式を当社が無償取得するものとします。

Ⅱ．制度２の概要

制度２は、過半数を社外取締役で構成する当社の指名報酬委員会における諮問及び答申を経て、取締役会において基準となる取締役ごとの基準報酬金額、業績評価期間並びに評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される額の報酬額に相当する数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であり、付与される当社の普通株式には一定の譲渡制限を付します。

当社が、取締役に適用している制度２は、当社の各事業年度における業績の目標値及び実績値を基準とした「短期インセンティブ」並びに当社の「中期経営計画 2028（2026 年８月期～2028 年８月期）」の最終事業年度における業績の目標値及び実績値を基準とした「中期インセンティブ」により構成されます。本年の株式交付の対象となる制度は「短期インセンティブ」のみであり、その業績指標としては、連結売上高及び連結経常利益を採用しています。

なお、本年は「中期経営計画 2028」の期間中であることから、中期インセンティブによる株式の付与は行いません。

また、当社は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員に対しても、制度１及び制度２と同様の制度を導入しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役４名（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員６名（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に対し、制度１に基づき、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 35,246,200 円と引換えに当社の普通株式 43,300 株を処分すること、及び、制

度２に基づき、業績目標達成度により算出した結果として、金銭報酬債権合計 37,932,400 円と引換えに当社の普通株式 46,600 株を処分することを決議いたしました。

＜本割当株式の譲渡制限の概要＞

本自己株式処分に伴い、各対象役員に割り当てられる株式（以下「本割当株式」といいます。）には、それぞれ以下の内容を含む譲渡制限が付されます。

Ⅰ．制度１に基づく譲渡制限の概要

（１）譲渡制限期間

対象役員は、2026 年 12 月 17 日（処分期日）から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

①対象取締役については、処分期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、②対象執行役員については、処分期日の直前の９月１日から翌年の８月 31 日までの間（これらの期間を以下「本役務提供期間」と総称する。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の日の翌日において、①対象取締役については本役務提供期間開始日を含む月の翌月から、②対象執行役員については本役務提供期間開始日を含む月から、いずれも当該退任又は退職日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、①対象取締役については本役務提供期間開始日を含む月の翌月から、②対象執行役員については本役務提供期間開始日を含む月から、いずれも組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、１を超える場合には１とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ず

る場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

Ⅱ．制度２に基づく譲渡制限の概要

（１）譲渡制限期間

対象役員は、2026 年 12 月 17 日（処分期日）から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は対象役員の退任若しくは退職の日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該時点において保有する本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である814円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上